

静岡県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
賀茂郡西伊豆町宇久須字酒盛段3605の66、3605の67
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため